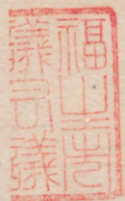


道路の維持管理の適正をはかるために、道路法の規定に基づきまして市道の占用につき、昭和四十八年度より占用料を徴収しようとするもので、占用料の額と徴収方法、これらにつきまして条例を制定する必要があるためにご提案申し上げるものでございます。

条例の本文にまいりまして、第一条でございますが、目的といたしましてこの条例は、道路法三十九条それから同じく七十三條の規定により徴収する負担金、こういったものにかかる占用料金と延滞金、こういったものの徴収方法について必要な事項を定めることを目的とするわけでございます。三十九條の規定というのは、道路占用料の徴収ということでございます。道路管理者は、道路の占用について占用料を徴収することができ、それから二項におきまして占用料の額及び徴収方法は道路管理者である地方公共団体の条例で定める。——こういうふうに規定されております。それから七十三條の関係は負担金等の徴収の関係でございます。道路法によりまして命令または



処分により負担を命ぜらるる負担金は督促状を発行して納付されなければならぬという道路法の条文でございます。占用料の額で第二條でございますが、占用料の額は別表に定めるところにより算出する。別表がうろにございますが、この別表につきまゝては東京都の料金額、それから他市の料金を参考にきめさせていただきたいわけでございます。それから第三條は、占用料の減免でございますが、市長は次の各号にかける占用物件については、必要があると認めた場合には減免することができるということでございます。第一号につきまゝては、法第三十九条第二項ただし書に規定する事業及び地方財政法第六條に規定する公営企業にかかると、これは減免するということでございます。第三十九条二項のただし書に規定する事業というのは郵政事業その他国の行なう事業と、国鉄、電電、専売、三公社の行なう事業がこの事業に該当いたします。及び地方財政法の六條に規定する公営企業法にかかるものというものは、十一ばかりでございますが、おもなものは水道

交通、ガス、病院、市場、公共下水道、こういった事業が公営企業の事業でございします。二号の日本鉄道建設公団が建設する鉄道、それから地方の要するに私鉄関係及びその地方鉄道法第三条で規定する索道で一般の需要に応じ旅客または物品を運送するもの、日本鉄道公団が建設する鉄道というのは、主として申しますか、国鉄が日本建設公団法に基づきまゝて公団に布設を依頼し、まゝて後に国鉄が管理するような、要するに国鉄でございします。それから地方鉄道法にいわれている地方鉄道は、いわゆる私鉄関係でございします。それと三条に規定する索道というのは、この辺にはいまのところないんですけれども、ロープウエーそれからリフト、こういったもので一般の需要に応じ旅客または物品を運送するものということでございます。三号の都市計画法第十一条第一項に規定する施設、都市計画施設、これは都市計画法の中で定められている都市計画地域の中でこういうものが都市計画決定の際に必要なであると定められた施設については、減免の対象にする

と。たとえば都市計画の中の都市高速鉄道とか駐車場、公園緑地、水道、ガス、電気の供給施設、こういったものがございします。それから四号は、公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路、これは道路の上に設ける橋とか地下に設ける地下道、それから道路の路かたを一時占用し、まゝてそこを仮舗道といたし、まゝて公衆が道路を通るような通路、それから五号の沿道から道路に出入するために設置する通路その他これに類する施設、これは自分の家から道路に出るまでのにりじきがあったり側溝があったりそういう場所を自分の出入のために使う場合の関係でございします。六号はガス、電気、水道、下水道等の各戸引込管線類、これは本管から自分の家へ支管さういったものために占用するための関係でございします。七号は、祭典その他恒例により設置する施設、これは正月の松飾りだとか、お祭の舞台、それから花環、こういったものが該当いたします。八号は前各号のほか、市長が特に必要があると認めたもの、これはいろいろございします。



が、減免基準等をつくりまして実施いたしたいわけでございますが、国の通達それから東京都の取扱い基準、こういったものを参考にいたしまして決まっております。第四条は占用料の徴収方法でございますが、占用料は原則といたしまして、全納という形で納付書で納めていただくわけでございますが、期間の関係で占用が翌年度にまたがる場合と占用の期間の更新等の関係が出てくるわけでございますが、翌年度にまたがる場合においては、その年度分は四月三十日までと、それから期間更新の場合には、更新の翌月から一カ月以内に徴収するといった規定でございます。二項は占用料の分納でございますが、多額の場合には分納も三回以内に認めます。三項は占用料の返還の件でございますが、これは原則として返還いたしましてんけれども法第七十一条第二項の規定により道路占用の許可を取消した場合には、取消した時点の属する月の翌月以降の分は返還します。とこういうことでございます。第五条は延滞金でございますが、延滞金はこれは国税、地方税法そ



ういったもの関係と同じく延滞の利子、延滞金は年一四・五％。それから千円以下は取らないという規定でございます。それで百円未満の場合は徴収しない。第六条委任としましてこの条例の施行について必要な事項は市長が定める。これにつきましては占用規則とそれから減免基準、こういったものが含まれます。この施行については四十八年四月一日から施行いたしたいわけでございます。



以上で本文の説明は終りました。別表につきましては、そこに記入してございますが、この占用物件は道路管理者の許可を受けたものについてこれを占用させますとこういうものの工作物、物件等がかかっているわけでございます。それから単位はその物件に対する一本一斗とか一平米（オメートル）ということ。それからその下は単価に対する占用料の金額でございます。それでこれが施行になった場合には、四十八年度にのみきまして占用料といたしまして約百十万余の占用料が徴収できるといふ見込でございます。

以上簡単でございしますが、議案第三十一号の提案理由と
条例の説明といたす次第でございします。よろしく慎重審
議の上ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終りまーた。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番(関米吉君) 提案理由の説明でもいまい言われまーたけれども、

この条例の施行に伴いまーて百十一万円の予算計上がされている
ようなんですけれども、この別表にそういうものは、おもなるも
のはどういうものがあるか、その点、ちよとお尋ねします。

建設課長(古谷徳男君) 別表でその各例があがっておりますけれども、

おもなものといまーては東京電力の電柱、占用物件の三
十二条第一項一号に入っております東京電力の電柱。その次
の第一項第二号の中にかかざる物件の中で、ガス、武陽ガスが
該当しますが、ガスの管の延長に対する占用、それから東京電
力の電柱にいろいろな広告がかかっておりますが、そういった
広告の占用、それからバスの停留所の看板、そういったもの

がおもなものでございまして、あと一時的にいろいろございしますが、
公衆の用に供するために必要なもの等については、減免措置が
相当講ぜられておるようなわけでございします。いま申し上げた点
の額が大体予算に計上されていくわけでございします。

○四番(田村市郎君) この占用料の徴収は非常にいいんですが、これに
権利というものはもちろんありませんが、金をたん徴収し
ますと、ややもすると一般市民が道路を使っておいて交通
上非常にまずいということができた場合など、非常に市民が
占用料を払っておるんだからいいんだということで、トラブル
があるというような弊害もお考へになっておるか、その点、ちよ
とお聞きたい。

○建設課長(古谷徳男君) 占用料の徴収の前に起きてくるのが、道路
の占用の許可でございします。それですから占用の許可を私
のほうでするかしないかといったことが前提になるわけでござ
います。ただいまのご質問の道路に占用させたために交通
の支障になるような場合の申請があった場合は、私のほうで

検討いたしましたして、占用の許可はしないというふうな措置を取るつもりでございます。

。四番（田村市郎君） 非常にこの占用物件の詳細が、非常にだれでもわかるように、日よけ、雨よけそれからお葬式の看板まで、お葬式、祭礼とか縁日、祭礼の一時的一日位の旗ざおまで、占用料ということでも、まあ、記載してあります。これはけっこうだと思ふんですが、とにかく貸す前にいちいちこれを立合つてやりますと、相当人件費もかかるということも、こうまあ、かかりますと、百万位ではけっこうといえないような人件費も、そうと、言つてこの条例をつくらないほうがいいというわけでは、ありませんが、あまりにも、こまかいので、入ってくるのが百万、こういったような相当の数から、こまかいので、いちいち見に行きますと、相当の人件費もかかれば、大したあれじゃないと思ふんですが、先ほど課長が答弁されたように、前もって調べて、あと、権利義務とかいうトラブルがないと、言うならばいいんですが、この点も、老練心ながらお尋ねするわけでは、ありません。

。建設課長（古谷徳男君）

確かにそういった一時的の多少、おささいな占用等もあると思ふんですが、やはり道路占用の関係では、道路上にはそういった物件、工作物といったものは、許可を受けないで立てることはできないわけでは、ございまして、やはり条例で決る以上、ささいなもので、こういった中に入めなければならぬということでは、ございまして、実際にはこういったものに対しては、いま、ご説明申し上げました、減免の基準、減免の中で、七号に祭典その他の恒例により設置する施設とか、こういったものは、減免ということになっておりますので、やはり申請だけは一していただくということをお願いしたいわけでは、ございまして、いろいろ個にやっていますと、確かにこれは人手がかかりすぎると、こういう点もあるわけでは、ございしますが、さあ、あたりまして、いま申し上げました大きな占用物件に対して、占用料を徴収したいということでは、考えておりますので、いろいろ実際の占用ということにつきまして、これから私のほうも、行政指導いたしていきたいと思つております。

。議長（末次性男君）

以上で質疑を終ります。

。十三番(石川繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号につきましては建設委員会に付託し審査せられぬことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おはなりました。ただいま石川繁治君から本案は建設委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第三十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第三議案第三十二号福生市重度心身障害者福祉手当条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長木村田猛君登壇)

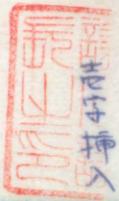


福祉事務所長(木村田猛君) ご指名がございましたので、議案第三十二号福生市重度心身障害者福祉手当条例につきまして提案理由のご説明申し上げます。

四十八年度から重度の心身障害者に対しまして、市でも手当を支給いたしまして、福祉の増進をはかろうとするものでございます。それでは条例の内容に入らせていただきます。

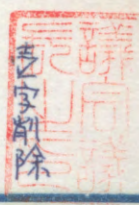
第一条が目的でございます。重度の心身障害者または障害者を保護している者に手当を支給いたしまして障害者の福祉の増進をはかろうというものでございます。次の第二条では重度の心身障害者の定義を定めたものでございます。これには一、三つあるわけでございまして、第一といたしまして精神薄弱者、精神薄弱者につきましては精神薄弱者福祉法におきましてどの程度にするかということは国の法ではきまっております。これをいいます。これを東京都が独自でいわれる精神薄弱者につきましては、愛の手帳を発行しております。これは全国的に通用するということではなく、あくまでも東京都独自のものといた

ございます。これらの類するものを発行しているのが長野県と東京都だけでございます。それでこの精神薄弱者に対しては一度から四度まであるわけでございますが、わかりやすく申し上げますとIQ、知能指数でこれが一番わかるのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。IQのゼロから十九までを最重度、IQ二十から三十四までを重度、IQ三十五から四十九までを中度、五十以上を軽度というように稱しております。それで福生市といたしましては、IQ三十五から四十九以上の中度の者を対象にしようとするものでございます。次に身体障害者でございますが、これは身体障害者福祉法の施行規則にいわゆる等級表がございします。この三等以上の方に対して支給しようとするものと申しますと、一応肢体不自由とか、視覚、聴覚、音声、それから内臓というふうに分かれるわけでございますが、肢体不自由の場合を例に取りますと、一応上肢、いわゆる手でございしますが、両手の親



指、人さし指が欠けてる者。あるいは機能の全廃した者が三級に該当するわけでございます。それ以上の方に対して支給しようとするものでございます。それから次の脳性麻痺または進行性筋萎縮症でございますが、現在私どもの台帳に載っておりますが、この該当者は少ないわけでございます。それで医者等にもいろいろと相談したわけでございますが、脳性麻痺はいるのではないかと、これが精神薄弱者と一緒になされている可能性があるというようなことを聞いております。現在台帳ではこの三号に該当する者は少ないという関係になっております。それからこの条例におきまして、保護者でございますが、これは配偶者及び親権を有する者または後見人というふうに定めたものでございます。それから次に手当の額を三条で規定したわけでございます。この障害者に対しては一律月額二千円を支給しようとするものでございます。次に第四条受給資格の認定でございしますが、市長の認定を受けなければならぬということでございます。次に支給期間でございしますが、受給資格の認定を申

請いた日の翌月から、その支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給するということでございます。次に支払時期でございますが、この手当は年三回に分けましてそれぞれ前月分までの四ヶ月分を支払うというものでございます。それから受給資格の消滅でございますが、これは市外に出たときあるいは障害者が死亡したとき、身体障害者に該当しなくなったとき、それから保護者でなくなったときというものを規定したわけでございます。次に支給の制限または停止でございますが、いわゆる障害者の監護または介護を怠っていると認めるとき、条例に違反したときということでございます。次に児童の場合でございますが、福生市児童手当条例による手当を支給されている方、それからなお市長の定める施設に収容されている者は、その期間中手当は支給しないというふうになっております。この施設といひますのは、児童福祉法とか、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法に定める施設に入所している者でございます。次に第九条、手当の返還でございますが、偽りの場



合はその手当の返還を命ずることができるということ、それから受診の指示でございますが、市長が必要があるとき、は、障害者につきまして指定する医師に対し、市長命令によりまして診断を受けなければならぬということでございます。委任事項として、施行についての必要なこまかいことは市の規則で定めるということでございます。附則でございますが、四十八年の四月一日から実施しようとするものでございます。

簡単にございしますが説明を終わらせていただきます。なお慎重に審議願ひまして原案可決するよう願ひいたします。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。ただいま議題となつております議案第三十二号については、厚生委員会に付託し審査せられらんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は厚生委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されまゝたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第三十二号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第四議案第三十三号福生市社会福祉法人に

対する補助金の交付の手續に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

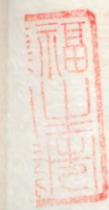
(福祉事務所長本林田猛君登壇)

福祉事務所長(本林田猛君) 指名によりまして議案第三十三号福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手續に関する条例の提案理由を説明申し上げます。

この社会福祉事業法第五十六条によりますと、(国または地



方公共団体が必要があると認めるときは、当該地方公共団体の条例で定める手續に従い、社会福祉法人に対し補助金等を支出するといふようなことになつておりまして、これに基づきまして今回条例案を提案いたした次第でございます。内容の説明に入らせていただきます。第一条は目的でございます。この条例におきまして社会福祉事業法によります福生市の区域内に施設を有する社会法人に対しまして補助金の交付に関する手續を定めようとするものでございます。第二条で、補助でございますが、市長は必要があると認めるときは、前条に定める法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。この補助金の予算の範囲内でございしますが、今後提案されます予算に入つておるわけでございますが、大体建設費の二割以内を補助しようとするものでございます。第三条におきまして、申請の手續でございます。この補助を受けようとする法人は、理由書、補助を受けようとする事業計画及び収支予算書、財産目録、その他市長が必要と認める書類等を添付していた



だくこととなります。決定の通知が第四条でございします。それから
 から第五条は計画の変更等で、最初決定の通知を受けた法人が
 事業の計画を変更または廃止しようとするときはあらかじめ承認
 申請書を市長に届け出てその許可を受けなければならぬという
 ことになっております。次に第六条使用制限は、目的以外に使用
 してはならぬということでもございします。次に第七条決定の取
 消で、市長は偽りその他不正の手段により補助の決定を受けた
 法人に対しては、すでに決定した補助を取消しまたは減額しなけ
 ればならないという事項でございします。次に補助金の返還、
 決定の取消を受けた法人はすでに補助金の交付を受けているよ
 うな場合は、その一部または全額を返還させることができるとい
 うことでもございします。第九条は委任で、細則につきま
 しては市の規則で定めるといふことになっております。附則で、
 この条例は公布の日から施行し、昭和四十七年十二月一日から適
 用するといふことになっておりますが、これは現在建設が終了し
 うとしております杉の子保育園を対象にするために、十二月一日



というふうになっておられます。さらに二項でこの条例施行の際
 現に補助を受けている法人については、この条例の規定により補
 助を受けているものとみなすといふことは、ほかに慈光会の保
 育園等がございまして補助を交付しておりますので、そういう規
 定を設けたわけでもございします。

以上簡単でございしますが、説明を終わらせていただきます。

慎重に審議の上、原案決定くださるようお願いいたします。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

四番（田村市郎君） 担当者にお伺いいたします。

ただいまの説明ですと、この条例が、杉の子保育園が設立する

のでできたということですが、ただいまの説明ですと、大体補助金

は二〇%位で建物にのみというふうなことでございしますが、零細

保護というふうなことで、設備関係のほうは全然、そういう対

象として考えておられるのかというのが一点と、それと社会福

祉協議会の法人に対する都条例においても、三〇%位の補助